

議案第132号

豪商のまち松阪観光情報センター条例の一部改正について

豪商のまち松阪観光情報センター条例（平成30年松阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

豪商のまち松阪観光情報センター条例の一部を改正する条例

豪商のまち松阪観光情報センター条例（平成30年松阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「豪商のまち松阪観光情報センター」を「豪商のまち松阪観光交流センター」に改める。

第1条中「豪商のまち松阪観光情報センター」を「豪商のまち松阪観光交流センター」に改める。

第2条中「豪商のまち松阪観光情報センター」を「豪商のまち松阪観光交流センター」に、「観光センター」を「観光交流センター」に改める。

第3条、第4条、第5条第1項、第7条及び第8条第1項中「観光センター」を「観光交流センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。